

令和6年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者の経営の早期確立及び兼業農家等の専門化に向けた支援を行い、地域の中心となる担い手の育成及び確保を図るため、市内の農地を耕作する新規就農者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就農計画 寒河江市認定新規就農者認定等実施要項（平成26年制定）に基づき作成する就農計画をいう。
- (2) 就農計画申請者 寒河江市の区域内において新たに農業経営を営もうとする者であって、就農計画を作成して認定を受けることを希望するものをいう。
- (3) 新規就農者 18歳以上45歳未満（ただし、地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、18歳以上50歳未満とする。）の者であって、就農計画を作成して認定を受けたものをいう。
- (4) 中高年就農者 45歳以上65歳未満の就農計画申請者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 商工業その他の事業に3年以上従事した者
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の職務の提供に3年以上従事した者
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上
従事した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められ
る者

(5) 就農者 農業の経営面積の半分以上が寒河江市にあり、就農してから10
年未満で、かつ、男性の場合は45歳未満、女性の場合は60歳未満である
者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、これから地域農業の担い手となる強
い意志を有する新規就農者及び中高年就農者で、市税等の滞納がないもの
(納税相談をしているものを含む。)とする。ただし、青年等就農計画(以
下「就農計画」という。)が認定されたときに新規就農者又は中高年就農者
であった者は、就農計画期間内に第3条に規定する年齢を超えた後におい
ても、補助金の交付の対象者とする。

2 別表に掲げる事業区分について、過去に該当事業の同じ事業区分による補
助金を受けている場合は、別表の(1)及び(3)に掲げる事業については補助金の
交付の対象外とし、別表の(2)に掲げる事業については過去に当該事業による
補助金を受けた契約の賃借料のみを対象とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び
補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は
補助対象経費から除き、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生
じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は令和7年1月末日とし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 市税等の納付状況の調査に係る同意書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、当該補助対象経費の区分ごとに配分された額の30パーセントを超える増減がある変更以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、速やかに令和6年度寒河江市担い手新規就農支援事業計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書)

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業成績書(様式第1号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)

(補助金の概算払)

第9条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項の概算払を受けようとするときは、令和6年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保管)

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が終了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第23条の適用を受けるものは、この要綱による補助金の交付を受けて取得した取得価格が30万円以上の機械及び装置とする。

2 規則第23条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第23条の規定により市長の承認を受けようとするときは、令和6年度寒河江市担い手新規就農支援事業に係る財産処分承認申請書（様式第6号）に理由書を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

事業区分	対象者区分	対象経費	補助率	備 考
(1) 施設設備等支援事業	新規就農者	農業経営に必要な機械、施設、基盤整備等に係る経費。ただし、汎用性の高い機械等は除く。	対象経費の 1/2 以内。ただし、100 万円を限度とする。また、夫婦ともに就農する場合は夫婦合わせて 150 万円を限度とする。	補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。
	中高年就農者		対象経費の 1/2 以内。ただし、50 万円を限度とする。	
(2) 農地集積支援事業	新規就農者	1 筆もしくは隣り合う 2 筆以上で 10a を超える農地を 5 年間以上の期間で賃貸借契約した場合の当該年度に支払う、契約から 24 月以内の期間を対象とする賃貸料。	対象経費の 1/2 以内。ただし、賃借料は寒河江市賃借料設定協議会が定める参考賃借料を上限とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・三親等までの親族からの賃貸借契約を除く。 ・補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。
	中高年就農者			
(3) 海外研修支援事業	就農者	交通費、宿泊費その他研修に直接必要な経費。ただし、渡航手続費用、傷害保険料等に要する経費は除く。	対象経費から他の助成金等を差し引いた額と 20 万円のいずれか低い額。	補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。また、採択には営農実績等を考慮する。